

衆議院議員

星野 つよし 殿

公益社団法人 神奈川県病院協会

一般社団法人 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会

身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人において、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等資産利用ができず長期的に医療費等の支払いが困難となる国民に関する救済制度の創設に向けて

近年、核家族化、高齢・少子化に伴い、頼れる親族や家族がいない、家族へ連絡がつかない状況にある、家族の支援が得られないという、いわゆる「身寄りがいない人」が増加しています。厚生労働省が行う「国民生活基礎調査」によると、2019年の一人暮らし高齢者数は、約737万人（内、約4割の276万人を関東甲信越が占め、東京都、神奈川県、埼玉県が多い）、2022年調査では約873万人と増加しており、今後も「身寄りがいない人」の増加が想定されます。

厚生労働省は、「身寄りがいないこと」を理由に医療や福祉の現場で拒むことのないよう、2018年4月「入院による加療が必要にもかかわらず、身元保証人がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」医師法第19条第1項に抵触すると通知。また、2018年8月「介護施設等において、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とし、都道府県等へ介護保険施設が不適切な取り扱いがないように指導・監督を行うように」としています。さらに「身寄りのない人への支援」のガイドとして厚生労働省は2019年6月「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や2022年8月「ガイドラインに基づく事例集」を発出しています。

これらを踏まえ、医療機関等では、通達やガイドラインに沿って対応をすべく努力を重ねておりますが、在院日数で縛られる地域医療構想の中、いくつかの困難に直面しているのが現状です。特に個々の医療機関の努力では解決困難なのが、身寄りがなく患者の判断能力が不十分又は喪失した人において、法定後見人や任意後見人がいないため預貯金等の資産が利用できず、未払いが発生する事例です。現行法制度においては、当然、成年後見の首長申し立てを検討することになりますが、自治体に対しての相談開始から後見等の審判確定まで6か月程度は要しており、後見人等選任されるまでの間、医療費等は未払いのまま経過し、身寄りのない人（身元保証人が用意できない方）が、医療や福祉の現場から敬遠される理由の一つとなっています。（現状把握のため、今年度、神奈川県内の全病院に対する実態調査予定）

患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現を目指すためには、私たちは、こうした事例に関する下記のような救済制度等が必要と考えます。

救済制度案

1. 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度
2. 成年後見申立て中に本人が死亡した場合で、相続人が存在しないことが明らかな場合、そのまま相続財産清算人手続きに移行し、速やかな「未払の医療費、介護費用等の支払」を可能にする
3. 成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度（仮称）を導入し、速やかな選任を可能とする

<補足資料>

- ※ 身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がいない人は、預貯金や年金収入があっても、金融機関の口座より、預貯金や年金を引き出すことが困難。
- ※ 医療費や施設サービス費の支払いの目途が無い場合、急性期病院から、回復期・慢性期病院や介護施設への入院・入所が困難。成年後見人等が選任されるまで、患者が急性期病院へ留まる事を余儀なくされ、患者の状態にあった医療・ケアを受ける権利や、急性期病院の機能役割が阻害される原因になっている。

1. 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度

健康保険一部負担金（無保険の場合は全医療費）やその他自己負担金（入院時食事代・おむつ代・病衣等のレンタル代）の未払いを補填。介護保険サービスや施設利用費等の負担金における未払いを補填。法定後見人選任後、患者の資産から未払い金が支払われた場合は、補填を受けた医療機関、介護保険事業所・施設は補填金を返済する。

本人の加入している健康保険証や介護保険証が確認できた場合は健康保険や介護保険へレセプト請求する。上記内容についていずれも速やかに補填されるのが望ましい。こうしたことで、本人が加入している健康保険や介護保険の資産をできる限り活用する事ができる。また、速やかに自己負担金が支払われる（補填）ことで、医療機関や介護保険事業所・施設等の負担が軽減される。補填制度の財源は、相続人不在で国庫帰属した財産（最高裁判所発表 2021年度 647億円）等をもって充てる。

2. 成年後見申立て中に本人が死亡した場合で、相続人が存在しないことが明らかの場合、そのまま相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払の医療費、介護費用等の支払」を可能にする

成年後見申立て中に患者が死亡しても、間断なく、第3者が「相続財産管理」することが可能になることで、未払い金や、上記1.の返済も本人の資産で行うことができる。

現在、成年後見申立て中に本人が死亡した場合、審判は中止されてしまう。その為、本人の資産は一切活用できず、医療費や介護保険サービス・施設利用費等は未払いとなってしまふ。相続人がいない場合、未払い金の回収は不可能である。死亡後であっても、申請に必要な書類が家庭裁判所に提出されている場合には、その書類を利用して第3者による「相続財産管理」が行えると本人の資産利用ができる。

3. 成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度（仮称）を導入し、速やかな選任を可能とする

成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度（仮称）を導入し、速やかな選任を可能とすることで、申し立て中の本人死亡案件を減少させる。

現在、国において成年後見制度の改正議論が進み、その中で、成年後見制度が一度使われたら終われない制度であることへの批判的な意見に注視して、必要な事項に限定してのスポット的な制度・成年保護特別代理人（仮称）の議論がなされていると聞き及んでいる。身寄りのない方が適切な医療をうけられるようにする観点から「医療費の適切な支払い」を理由とするスポット的な制度の創設を求める。

実態調査計画書

「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず 本人の預貯金等の資産活用ができない人」に関する実態調査について

1. はじめに

近年の日本社会の核家族化、高齢・少子化に伴い、「頼れる親族や家族がいない」「家族へ連絡がつかない状況にある」「家族の支援が得られない」と言う、いわゆる「身寄りがいない人」（身元保証人等がない人）が急増し、我が国の新たな課題となっている。私たち医療現場でも様々な課題に苦慮しながら対応している現状がある。

本年8月、岸田総理大臣は、身寄りのない独り暮らしの高齢者への支援をめぐり、自民党の勉強会から省庁横断的に具体策を検討するよう提言され、前向きに取り組む考えを示した。また、9月27日には、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」の初会合において、「岸田政権は安心して年を重ねることができる高齢社会づくりを進める」と強調。身寄りがいない人に対する身元保証を課題に挙げ実態把握を指示しており、国としても大きな課題との認識が広がっている。

2. 実施目的

個々の医療機関の努力では解決困難な「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等の資産が利用できず未払いが発生する事例」の実態把握を行い、「患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現を目指すため」調査で明らかになった問題の解決に向け、両協会協働で必要と思われる策を講じて行く。）

*別紙「身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人において、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等資産利用ができず長期的に医療費等の支払いが困難となる国民に関する救済制度の創設に向けて」参照

3. 実態調査実施方法について

- ① 調査対象：神奈川県内の病院（令和5年4月30日現在、神奈川県の病院数は337件）病院協会会員外病院にも調査する。
- ② 調査方法：③調査用紙（A3用紙3枚）と返信用封筒を郵送し、回答後調査用紙を返信用封筒にて返送してもらう。
*別紙 たたき台「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず本人の預貯金等の資産活用ができない人」に関する実態調査へのご協力をお願い 参照
- ③ 調査実務：調査用紙の印刷・郵送、返信封筒の回収、調査データ集計等の調査実務は、神奈川県医療ソーシャルワーカー協会が担当する。

- ④ 調査用紙：A 3用紙3枚×337件の用紙は、神奈川県医療ソーシャルワーカー協会が準備する。
- ⑤ 郵送料予算：定形外封筒で郵送料210円。返信用封筒の郵送料94円。
(210円+94円)×337=102,448円の郵送料。

4. 実態調査スケジュール

8月～10月	実態調査項目確定
10月～11月	各協会理事会承認
11月下旬～12月	実態調査実施（実施期間1か月）
2024年1月	実態調査集計
2月～3月	分析・まとめ
4月～	公表・提案

5. その他

- ①郵送のための定形外封筒と返信封筒は、神奈川県病院協会の封筒を利用したい。
(各病院に協力を求める説得力あり、回収率が上がると思われるため)
- ②郵送料については、神奈川県病院協会と神奈川県医療ソーシャルワーカー協会で分担し負担する。

2023年11月吉日

関係各位

(公社) 神奈川県病院協会
会長 吉田 勝明
(一社) 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会
会長 佐野 晴美

**「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず
本人の預貯金等の資産活用ができない人」に関する実態調査へのご協力をお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

我々医療機関は、「支援してくれる家族や親族（身元保証人等）がいる事」を前提に、入院等の対応を行ってきた長い歴史があります。

しかし、近年の日本社会の核家族化、高齢・少子化に伴い、「頼れる親族や家族がいない」「家族へ連絡がつかない状況にある」「家族の支援が得られない」と言う、いわゆる「身寄りがいない人」（身元保証人等がいない人）が増している現状があります。

厚生労働省は、2018年4月「入院による加療が必要にもかかわらず、身元保証人がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」医師法第19条第1項「応召義務」に抵触すると通知。支援のガイドとして2019年6月「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や、2022年8月「ガイドラインに基づく事例集」を発出しています。

医療現場では、これらを踏まえ、患者の不利益にならないように支援すべく努力を重ねている事と思います。しかし在院日数の縛りの中、個々の医療機関の努力では解決困難な「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等の資産が利用できず未払いが発生する事例」が浮き彫りになってきました。

そこで、こうした事態の把握を目的に、神奈川県病院協会と神奈川県医療ソーシャルワーカー協会は協働で、実態調査を実施する事にしました。

そして今後、本調査で明らかになった実態の問題解決に向け、両協会でも検討を重ね、「患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現を目指すため」に必要なと思われる策を講じていきたい（行政等への働きかけ）と考えています。

業務多忙の中、大変恐縮ではありますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

【調査回答についてのお願い】

1. 本調査における「身寄りのない人」の範囲について（以下の①②も含む）
 - ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
 - ② 家族の支援が得られない人
2. 本調査項目について
（医療）ソーシャルワーカーにお答えいただく設問25問（回答にかかる時間はおよそ〇〇分）と、
医事課担当者へお答えいただく設問8問（答にかかる時間はおよそ〇〇分）があります。
問13と問31、問22と問32、問24と問33は関連した項目になっています。部門担当者間
でご協力いただき回答頂けるようお願いいたします。
3. 回答者について
現在、所属している機関において、（医療）ソーシャルワーカー部門、医事課部門の各代表者1人が、
各部門全体の合計数等についてお答えください。
4. 調査対象期間について
2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の事に限定し、お答えください。
5. 回答方法について
（医療）ソーシャルワーカーと医事課担当者用の各設問用紙に記載後、双方の回答をまとめて同封の
返信用封筒にて、神奈川県医療ソーシャルワーカー協会事務局へ返送してください。
6. 回答期限

12月 日（ ）ご協力ください。

【本調査における倫理的配慮について】

1. 回答内容はデータとして取り扱い、個別情報を公表することはありません。
2. 回答データは特定のUSBメモリーに保存し施錠できるロッカーに保管。調査結果取りまとめ後、2
年経過後にUSBメモリーに保存したデータは全て消去します。
3. 回答データは、本調査目的以外には使用しません。
4. 調査へのご協力は任意で、調査に参加しないことで不利益が生じることはありません。
5. 回答後、回答内容を取り下げたい旨の申し出があったとしても、無記名回答で該当データを特定す
ることが困難なため申し出に応じることができません（回答したことにより同意を得たこととなる）。
6. 調査結果は、行政等への提出や学会発表等に活用を想定しています。
7. 本調査は〇〇病院倫理委員会の承認を受けています。
8. 本調査に関する質問やご不明の点は下記責任者までお問合せください。

調査責任者： 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 会長 佐野晴美
神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-2 神奈川精神保健福祉センター内
TEL・FAX 045-827-1217
メールアドレス：msw.kana@proof.ocn.ne.jp

問 2 0. 問 1 8 で「ある」と答えた方に伺います。

生活保護の適用になったかどうか教えてください。該当するもの全てに○をつけ、件数を教えてください。

- 1) 収入がない又は不明なため生活保護が適用になった。
(件)
- 2) 預貯金や、年金等の収入はあったが活用できないため、生活保護が適用された。
(件)
- 3) 預貯金や、年金等の収入があり活用はできなかったが、生活保護適用にはならなかった。
(件)

問 2 1. 問 8 で「経験あり」と答えた方に伺います。身寄りがない人で成年後見申し立て支援に関わった患者が申し立て中に死亡した人がいますか。該当するものに○をつけてください。

- 1) いる 2) いない

問 2 2. 問 2 1 で「いる」と答えた方に伺います。件数は何件ですか。

(件)

問 2 3. 問 8 で「経験あり」と答えた方に伺います。身寄りがなく判断能力が不十分又は無い人で、成年後見申し立て前に死亡した人がいますか。該当するものに○をつけてください。

- 1) いる 2) いない

問 2 4. 問 2 3 で「いる」と答えた方に伺います。件数は何件ですか。

(件)

問 2 5. 「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がおらず本人の預貯金等の資産活用ができない人」で思うことや考えている事を、以下に自由の書きください。

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

